

【論文】

「特別活動・総合的な学習の時間」の改訂から見る教育改革の構想と課題

滋賀短期大学幼児教育保育学科 李 霞

1. はじめに

グローバル化の進展に伴い、情報通信技術・交通手段の発達による人、物、情報の国際的移動が活性化し、国と国との間の相互依存が高まる今日、異なる文化や価値観の違いを乗り越え、世界中の人々と共生していくことがかつてないほど重要になった。それに加えて、科学技術は日進月歩の発展を遂げ、クローン・遺伝子の組み換え・人工知能の開発やゲノム編集など人類が誕生してから長い年月にわたって、神の領域とされていた事象も人間の手によって容易に操作されるようになった。アイデアや知識、人材をめぐる国際競争がより一層の加速を見せる一方で、富の偏在化や地球規模の気候変動、感染症、テロ、経済危機の拡大といった人類の生存に関わる課題への対応に私たちは迫られてきている。こうした中、ますます進むグローバル化を生き抜いていく為に必要な資質能力を持ち、持続可能な社会の構築に貢献できる人材の育成を巡って、2000年代に入って以降、世界諸国は教育改革を加速し、日本においても同じ傾向が見られる¹。

日本では、常識や経験値だけでは対応しきれない目まぐるしいグローバル化に対応すべく、1990年代に入ってから、高等教育を中心に教育改革がスタートした。2000年代に入ってから、中等教育段階も教育改革の対象に加えられ、近年では、さらに初等教育段階も視野に入れた教育改革が行われてきた。特に注目すべきは、2017年に初等教育における教育課程の基準である学習指導要領が改訂されたことである。この改訂において、21世紀を生きる人材として必要な資質・能力に対する言及と共に、その育成方法の具体的な提案が全面的に行われ、初等教育段階からグローバル化に対応する日本の意気込みが示された。また、改革の理念と目標を実現させるために、とりわけ「特別活動」と「総合的な学習の時間」が有効なルートと捉えられていることが、教育分野では注目されている²。

これまで、2017年の学習指導要領の改訂、「特別活動」や「総合的な学習の時間」の改訂について言及した先行研究は数々存在する。そのほとんどは改訂された学習指導要領や学校教育において目指されている教育目標や育成すべき人間像、さらにその育成方法・評価方法の究明に焦点を当てたものであり³、今回改訂の目玉である「特別活動」と「総合的な学習の時間」を合わせて分析したときにはじめて見えてくる教育改革に対する構想、及びそれを実践する際の課題に対する探求が不足している。

グローバル化に対応する教育のあり方に有益な知見を与えるべく、本論文では、初等教育に焦点を当て、改革の目玉的存在である「特別活動」及び「総合的な学習の時間」を取り上げ、特に、21世紀に入ってからこの二つの領域の教育理念や目標・教育内容に見られる変化を追うことで、今日の教育改革の構想とその課題を探っていきたい。

従って、本論文では、第2節においては2017年の学習指導要領改訂の背景及びポイントを明らかにし、第3節で「特別活動」、第4節で「総合的な学習の時間」を取り上げ、この二つの領域が開設してから

今日に至るまでの流れを概観した上で、近年の教育改革におけるそれぞれの改訂ポイントを明らかにする。これらの作業を踏まえて、第5節では今日における教育改革の構想と課題を考察していく。

2. 2017年学習指導要領改訂の背景・ポイント

周知のとおり、学習指導要領は学校教育の基準を示すものである。1947年に戦後初めての学習指導要領が公布されて以降、今日まで、その時々々の社会背景の変化に応じて約10年おきに改訂作業が行われてきた。

近年の教育改革においては、急速に進む国際化・グローバル化を意識した国際競争力・生きる力を持つ人材の育成が大きなテーマとなっている。教育における国際化や生きる力の育成への対応が明言されたのは1989年の学習指導要領であった。1989年の学習指導要領の冒頭には、「自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力」⁴すなわち「生きる力」の育成が学校教育の目標とされ、この目標を達成するためには、児童の人間として調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分に考慮して、適切な教育課程を編成することの重要性が訴えられた。

1989年の学習指導要領で提起された「生きる力」に対する考え方は、1998年の改訂学習指導要領においても継承された。改訂学習指導要領においては、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開する中で、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎・基本の定着を図り、個性を生かす教育の充実が極めて重要であると訴えられた⁵。この基礎・基本の定着に加えて個性を生かすことに対する提言が、1989年の内容より新たな変化が見られる部分である。

「生きる力」の中身やその育て方について、さらに深められたのは2008年改訂の学習指導要領であった。そこでは、児童に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎・基本の習得だけではなく、学習した知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実の必要性を訴えていた⁶。つまり、何を学んだかという従来の教育・学習に対する考え方にパラダイム的な転換が図られ、何ができる、学んだ知識や技能を使えるかどうかを問うことになったのである。

このような流れを汲む教育改革は、どのように帰着しているかについて、2017年度の改訂学習指導要領を手掛かりに見ていきたい。

2017年の改訂学習指導要領においては、まず、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、予測が困難な時代となっている今日の現状に対する認識が示されている。こうした社会的な変化を踏まえて、少子高齢化が進む日本の場合、子ども一人一人を持続可能な社会の担い手に育成することや、彼らに、「社会の成長につながる新たな価値を生み出していくこと」⁷という期待も寄せられている。また、学校教育の役割については、「子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすること」⁸という認識が示されている。ここからも読み取れるように、従来の学校教育の役割である「何を教えたか」という知識の習得に焦点を当てたものではなく、習得した知識を基に、子どもたちは思考力・判断力を発揮し、さらに他者と協働しながら実際に存在している課題を解決できる知識の活用力の育成こそ、学校

教育の役割だと認識されたのである。

このような認識のもと、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」⁹という目標を目指して、とりわけ、新しい時代に求められる資質・能力、育成すべき子どもたちの「生きる力」の中身が詳しく言及され、①「何を理解しているか・何ができるか（生きて働く「知識・技能」の習得）」、②「理解していること・できることをどう使うか（未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成）」、③「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養）」の三つの柱に、学校教育の目標や各教科等の目標や内容について再整理を図るよう求められた。さらに、全ての教科等に関連づけながら、資質・能力を育成することや、そのために「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（アクティブ・ラーニングの視点に立った授業改善）の推進が要求された¹⁰。

このように、知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視する2008年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質を更に高めたこと、子どもの資質・能力を育成する上で、多面的、かつ、教科横断的な視点を持つ必要があるという姿勢を明確に示していることが明らかである。また、学習の質を一層高める授業改善の取組を活性化していくことが必要と認識されていることから、確かな学力を育成することを狙いとしている2017年の改訂学習指導要領は、1989年から始めた国際化を意識した個性豊かな生きる力を持つ個人の育成をさらなる高さへと躍進させたといえよう。

3. 「特別活動」の変遷及び改訂のポイント

本節では、「特別活動」の開設及びその後の変遷を概観したあと、「特別活動」の最新の改訂ポイントを究明するために、2017年版の学習指導要領及び改訂前の2008年版の学習指導要領におけるその教育目標・内容について比較検討を行っていく。

1947年に、戦後最初の学習指導要領が試案という形で発表された。当時は通常の教科で学習したことを有機的・発展的に学ぶ時間として「自由研究」という教科が開設され、この「自由研究」が今日の特別活動の原型になった。しかし、当時、「自由研究」について、教育現場での理解が進まないうえ、適切な実施も困難であったため、1951年の学習指導要領の改訂時にこの科目が廃止され、代わりに、「教科以外の活動」に再編された。その後、1958年改訂学習指導要領において、「特別教育活動」という領域が新たに設けられたが、当時、この領域においては学校行事は含まれていなかった。1968年に学習指導要領は戦後二度目の全面改訂が行われ、「特別活動」という領域が登場し、それまで包括されなかった学校行事は「特別活動」に統合されたことによって、ようやく今日の「特別活動」の形が整えられた¹¹。

今日の学校教育では、「特別活動」という時間において、何が求められているのかを究明するために、表1を手掛かりに見ていきたい（下線は筆者）。

まず、教育目標について見ていくと、2008年版学習指導要領は、「自主的、実践的な態度を育てる」こと、「自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」ことで留まっており、肝心な「態度」や「能力」の中身に対する検討がなされていなかった。一方で2017年学習指導要領では、この2008年版学習指導要領の欠陥を補うように、「（1）多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活

表1. 新旧学習指導要領における「特別活動」に関する目標・内容

	2008年学習指導要領	2017年学習指導要領
目標	<p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする<u>自主的、実践的な態度</u>を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。</p>	<p>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に<u>自主的、実践的に</u>取り組み、互いのよさや<u>可能性を</u>発揮しながら<u>集団や自己の生活上の課題を解決することを通して</u>、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</p> <p>(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</p>
内容	<p>〔学級活動〕</p> <p>1 目標 学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする<u>自主的、実践的な態度や健全な生活態度</u>を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>〔第1学年及び第2学年〕 学級を単位として、仲良く助け合い学級生活を楽しくするとともに、日常生活や学習に進んで取り組もうとする<u>態度の育成に資する活動</u>を行うこと。</p> <p>〔第3学年及び第4学年〕 学級を単位として、協力し合って楽しい学級生活をつくるとともに、日常生活や学習に意欲的に取り組もうとする<u>態度の育成に資する活動</u>を行うこと。</p> <p>〔第5学年及び第6学年〕 学級を単位として、信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくるとともに、日常生活や学習に自主的に取り組もうとする<u>態度の向上に資する活動</u>を行うこと。</p> <p>〔児童会活動〕</p> <p>1 目標 児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする<u>自主的、実践的な態度</u>を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 児童会の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力</p> <p>〔クラブ活動〕</p> <p>1 目標 クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、個性の伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする<u>自主的、実践的な態度</u>を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) クラブの計画や運営 (2) クラブを楽しむ活動 (3) クラブの成果の発表</p> <p>〔学校行事〕</p> <p>1 目標 学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げるよりよい学校生活を築こうとする<u>自主的、実践的な態度</u>を育てる。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安全・体育的行事 (4) 遠足・集団宿泊的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事</p>	<p>〔学級活動〕</p> <p>1 目標 学級や学校での生活をよりよくするための<u>課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすること</u>に、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画 (2) 日常生活や学習への<u>適応と自己の成長及び健康安全</u> (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現</p> <p>〔児童会活動〕</p> <p>1 目標 異年齢の児童同士で協力し、学校生活の充実と向上を図るための<u>諸問題の解決に向けて、計画を立て役割を分担し、協力して運営することに自主的、実践的に取り組むこと</u>を通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 児童会の<u>組織づくり</u>と児童会活動の計画や運営 (2) 異年齢集団による交流 (3) 学校行事への協力</p> <p>〔クラブ活動〕</p> <p>1 目標 異年齢の<u>児童同士で協力し、共通の興味・関心</u>を追求する<u>集団活動の計画を立てて運営することに自主的、実践的に取り組むこと</u>を通して、個性の伸長を図りながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) クラブの<u>組織づくり</u>とクラブ活動の計画や運営 (2) クラブを楽しむ活動 (3) クラブの成果の発表</p> <p>〔学校行事〕</p> <p>1 目標 全校又は学年の児童で協力し、よりよい<u>学校生活を築くための体験的な活動</u>を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 儀式的行事 (2) 文化的行事 (3) 健康安全・体育的行事 (4) 遠足・集団宿泊的行事 (5) 勤労生産・奉仕的行事</p>

筆者作成

動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする」こと、「(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする」こと、「(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う」こと、および「特別活動」における育成すべき資質・能力の中身について詳しい言及がなされている。

次に、表1の下線部の内容から、2008年版学習指導要領では、「特別活動」という時間において、主に、児童の「自主的、実践的な態度の育成」が教育の目標とされており、教育内容を構想するための根拠であることが一目瞭然である。一方で、2017年版学習指導要領では、児童の「自主的、実践的な態度」だけではなく、彼ら自ら自主的、実践的に「集団や自己の生活上の課題を解決する」様々な活動に取り組み、「互いのよさや可能性を発揮する」行動力が求められていることが新たな進展と指摘できよう。

さらに、指導計画の作成と内容の取扱いにも着目してみよう。学校の創意工夫を生かすとともに、学級や学校の実態や児童の発達の段階などを考慮することに関する言及といった従来の文言に加え、2017年版学習指導要領においては、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること(例えば、[学級活動]において、児童が自ら現在及び将来の生き方を考えることができるよう工夫すること、[クラブ活動]については、学校や地域の実態等を考慮しつつ児童の興味・関心を踏まえて計画し実施できるようにすることが求められている)、各教科・道徳・外国語活動及び総合的な学習の時間などの指導との関連を図るとともに、家庭や地域の人々と連携すること、社会教育施設等の活用を工夫することなども新たに示され¹²、児童こそ教育活動の中心であり、教育活動や教育環境、教育資源の利用は全て児童の成長のためにあるといった目標設定が容易にうかがえる。

以上のように、改定後の学習指導要領では、「特別活動」において、望ましい人間関係の形成、及び自主的・実践的な態度の育成ということを目標の中心に据えおきながら、活動の進め方としては、問題の発見・確認、解決方法についての話し合い、解決方法の設定、決めたことの実践、振り返りなど児童の主体的な活動となっている。そこから、他者と関わり合う中で、自らの考えを深めさせ、行動力を発揮し、協調性の育成につながるという意図が明らかである。

4. 「総合的な学習の時間」の変遷及び改訂ポイント

続けて、「総合的な学習の時間」について見ていく。総合的な学習の時間が正式に設置されたのは1998年の改訂学習指導要領の公布後になるが、その設置を巡っては、1996年7月の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」まで遡る。答申の中に、横断的・総合的な学習の推進や、教科の再編・統合を含めた将来の教科等の構成の在り方、地域社会における教育を充実させるための体制の整備、さらに国際化、情報化、科学技術の発展等社会の変化に対応する教育の在り方などについて様々な提案がなされた¹³。その2年後の1998年7月に教育課程審議会答申が出され、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために、教科等を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するための時間を確保する必要があるという認識が示された。この答申では、①各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開できるような時間を確保すること、②社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育成するために教科等を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施するための時

間を確保することの必要性が強調された¹⁴。教育課程審議会答申を反映する形で、同年12月に、改訂された小中学校学習指導要領が告示され、総合的な学習の時間が正式に創設された。その後、学力低下論争が起こり、総合的な学習の時間の導入が学力低下に一層拍車を掛けるのではないかという懸念が見られた¹⁵。学力低下を巡る論争に対応すべく、2003年12月には学習指導要領の一部改正が行われ、総合的な学習の時間に関しては、①各教科等の知識や技能等を相互に関連付けること、②各学校における目標・内容の設定と全体計画の作成が義務付けられたこと、③教師による適切な指導や教育資源の活用、などの規定が付け加えられ、より一層の充実を図る形になった¹⁶。その後2008年の学習指導要領改訂前の1月の中央教育審議会答申において、総合的な学習の時間の必要性和重要性が再確認され、その位置付けの明確化や、横断的・総合的な学習や探究的な学習の明確化が提言された¹⁷。この答申を踏まえて、同年3月に改訂小中学校学習指導要領が告示された。

表2. 新旧学習指導要領における「総合的な学習の時間」に関する目標・内容

	2008年学習指導要領	2017年学習指導要領
目標	横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。	探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解できるようにする。 (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。 (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。
内容	各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。	各学校においては、第1の目標を踏まえ、各学校の総合的な学習の時間の内容を定める。
各学校において定める目標及び内容の取扱い		(1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。 (2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。 (3) 各学校において定める目標及び内容については、日常生活や社会との関わりを重視すること。 (4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。 (5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題、児童の興味・関心に基づく課題などを踏まえて設定すること。 (6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。 ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。 イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究的な学習の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。 ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。 (7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が生まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

筆者作成

表2に示されている内容、特に下線部（下線、筆者）から、まず、総合的な学習の時間の教育目標について見てみると、2008年学習指導要領では、「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断するなど課題を解決する能力とともに、他者と協同する態度」の育成というゴールのみが設定されている。他方、2017年学習指導要領では、こうした能力や態度を育成すべきゴールとして提起されるだけでなく、このゴールにたどり着くためのルートすなわち、探究的な学習のプロセス、探究的なプロセスに取り組めるために必要な基礎知識や基本技能の習得、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現するなど課題解決するために必要なスキルの習得、他者と同じゴールを目指して行動を共にする協働的態度の育成も明示されることとなった¹⁸。

また、2008年版学習指導要領においては、具体的な内容が示さなかった「各学校において定める目標及び内容の取扱いに関する内容」という部分について、2017年版学習指導要領では、詳しく規定されていることも大きな変化である。まず、下線部の「各学校における教育目標を踏まえ、総合的な学習の時間を通して育成を目指す資質・能力を示す」こと、「目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと」といった記述から、従来、時間のみを設定し、その内容について各学校・担当教員の自由裁量に任せため、学習成果を問わず活動に終始する傾向にあった総合的な学習の時間の在り方を是正し、児童の成長発達にとって確かな意義をもたらす時間にしようという意図が読み取れる。次に、「他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること」といった規定から、総合的な学習の時間においてはその目標である横断的・総合的な学習から逸脱することの無いように、また、各教科で習得した知識・技能を確実に活用できるという方向性が示されている。さらに、「日常生活や社会との関わりを重視すること」、探究課題については、「学校の実態に応じて」、「現代的な諸課題に対応する」、「地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じ」て設定することに関する規定は、地域や学校の特色を生かす従来の総合的な学習の時間に対する思いを生かしながらも、児童の興味・関心にに基づき、課題を設定することで児童の主体的な参加を実現させること、主体的で深い学びの実現につなげていくという思惑がうかがえる。

以上のように、全体的に見た時、2017年版学習指導要領の総合的な学習の時間においては、各教科等において身に付けた知識及び技能を活用し、思考力・判断力・表現力や学びに向かう力、人間性を発揮させることをバランスよく重視されている。とりわけ、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解すること、情報を精査して考えを形成し、問題を見いだして解決策を探究するなど、思いや考えを基に創造することに向かう学習のプロセスを重視していることが明らかである。

5. 教育改革に対する構想及び課題

教育改革に対する構想及び課題を探るため、ここでは、まず2017年学習指導要領の改訂において、特別活動・及び総合的な学習の時間に関する目標設定についてもう一度整理しておく。

表3に示されているように、特別活動及び総合的な学習の時間ともに、教育目標を設定する際に、「知識や技能」・「思考力・判断力・表現力」・「学びに向かう力・人間性」の三つの軸で構想されていることがわかる。

表3. 現行学習指導要領における「特別活動」・「総合的な学習の時間」の教育目標

	知識や技能	思考力・判断力・表現力	学びに向かう力・人間性
特別活動	○多様な他者と協働する様々な集団活動の意義の理解 ○様々な集団活動を実践する上で必要となること <u>の理解や技能。</u>	○所属する様々な集団や自己の生活上の課題を見出し、 <u>その解決のために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したり、人間関係をよりよく構築したり</u> することができる。	○自主的・実践的な集団活動を通して身につけたことを生かし、 <u>人間関係をより構築</u> しようとしたり、 <u>集団生活をより良く形成</u> しようとしたり、 <u>自己の生き方についての考えを深め自己の実現を図ろう</u> としたりする態度。
総合的な学習の時間	○課題について横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して獲得する <u>知識（及び概念）</u> ○課題について横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して獲得する <u>技能</u> ○探究的な学習の良さの理解	○探究的な学習を通して身につける課題を見出し解決する力 ・課題設定 ・情報収集 ・整理・分析 ・まとめ・表現 など	○主体的な探究活動の経験を自信につなげ、次の課題へ進んで取り組もうとする態度を育てる ○協同的（協働的）な探究活動の経験を <u>実社会・実生活への興味・関心へとつなげ、進んで地域の活動に参加しようとする態度を育てる</u>

筆者作成

それぞれの軸ごとにその中身を見ていくと、まず「知識や技能」の軸においては、両者とも実践するために必要な知識や技能の習得、もしくは概念に対する理解が重視されている。次に「思考力・判断力・表現力」の軸では、特別活動の場合は課題を見つける力に加え、話し合うといった合意形成や意思決定をする力、人間関係を構築する力の育成が視野に入れられており、他者や集団と関わる時に必要なスキルの習得が重視されている。それに対して、総合的な学習の時間においては、課題設定、情報収集、整理・分析、まとめ・表現という課題を解決するプロセスにおいて、一人ひとりの個人の主体的・探究的な実践力・行動力の発揮がより重視されている。さらに「学びに向かう力・人間性」という軸においては、特別活動では、集団活動の中で他者と関わることを通して自らの生き方についての考えを深め、自己実現を図る態度の育成が主眼に置かれている。他方、総合的な学習の時間の場合は、探究活動に積極的に参加することを通じて自分自身に対する自信を持ち、さらに探究意欲を高める態度の育成とともに、他者と関わり、協働することを通じて自他に対する理解、自他の良さを認め社会の一員としての意識の芽生えに重点が置かれている。つまり、特別活動はより個人と集団との関わりに焦点を当てていることに対して、総合的な学習の時間は、個人が探究的な学習に取りくむ行動力の育成に重点が置かれていることを読み取れる。

このような違いがあるものの、第3節、第4節で述べてきたことを踏まえて、2017年の学習指導要領の改訂に込められている教育の目指す育成すべき人間像は以下のようにうかがわれる。すなわち、グローバルの舞台に立ち、世界を相手にはばたく人材とは、積極的に探究する意欲・自信を持ち、問題解決に向かう行動力など未来の世界を生き抜くための生きる力を持つ個人である。また、広い視野を持ち、異なる文化や価値観など多様性に対して包容的であり、自ら生活している世界をより良くしていく為に、他者と協働しつつ、様々な問題解決に果敢に取り組み、社会に貢献する精神を持つ社会の一員でもある。

こうした個人及び社会の一員を育成するために各科目の授業を担当している教師や、各学校における創意工夫・努力がかつてないほどに求められることとなった。

まず、教師の役割や配慮、及び創意工夫についての要求を見ていこう。2017年改訂学習指導要領において、特別活動や総合的な学習の時間をはじめ、各教科の教育課程の実施と学習評価において、とりわけ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が求められている。単元や題材など内容や時間

のまとまりを見通して各教科の特質に応じて、児童の興味関心を配慮し、彼らの自主的・自発的な学習を促すよう、学習活動の計画を実施することが第一に求められている。それに加えて、児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、彼らに学習したことの意義や価値を実感できるようにすること、各教科の目標の実現に向けた学習状況を把握しながら、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した評価の場面や方法を工夫すること、学習の過程や成果を評価することを通して教師自身の指導に対する評価が問われることとなった¹⁹。

これらの記述から、教師は従来のように主導的に授業を計画し実施するだけの存在ではなくなり、児童の主体的・対話的で深い学びの実現のために、児童に達成感や成長を感じさせる学びとなるように、教材の選定や課題の設定、児童の実態に応じた授業の計画と実施、軌道修正が必要とされていることがわかる。何より児童の学習に対する意欲を持続させる努力をすべく、授業実施のプロセスを児童にとって探究できるものとすることや、探究の成果も問われるようになったのである。

他方、学校の創意工夫や努力については、各学校は必要な言語環境を整えるとともに、児童の言語活動を充実させること。情報活用能力の育成のために、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞・視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を行うこと。児童が多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視しつつ、地域の図書館や博物館・美術館・劇場・音楽堂等の施設を利用し、資料を活用した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実するための、家庭や地域社会との連携に関する工夫などが求められている²⁰。これまで、初等教育段階の学校では行ってこなかった活動が多くあげられており、中には各学校レベルでの努力で対応し難いことも多く含まれていることが見受けられる。

教師や各学校に求められているこれらの要求から、教育改革の目指している育成すべき人間像の育成においては、児童の成長発達の特徴を熟知し、児童と同じ目線を持ち、彼らの興味関心に理解を有しているだけでなく、児童にとって興味が湧き自ら探究できる授業づくりに様々な教授方法や評価方法を使いこなせる専門家としての教師が必要とされていることがわかる。次に、児童は最新の情報技術を学べる学習環境をはじめ、彼らが学んだ知識を有機的に・横断的に使いこなせるための学習環境の整備に最善を尽くすこと、さらに、学校だけではなく、学校教育に家庭や地域を巻き込み、社会全体を総動員して行う新しい教育のあり方に対する構想がうかがえる。

教育改革において以上の構想とともに、いくつかの課題も顕わになっている。

第1に、教師側の課題。2017年の改訂を経て、教師は個々の児童の実態や興味関心に応じて計画を練ったり、指導を行ったり、活動を展開・深めていくために児童に寄り添い、その心の声に耳を傾けたりするなど臨症的な関わりが求められている。さらに、家庭や地域との連携の下で教育活動の展開などが求められている。つまり、知識の伝授者としての教師に加え、児童の学習活動に適切な指導と介入する教師、カウンセリングを行う臨症的教師、子どもの成長を促すために自らの教育行為を反省・改善し続ける自己研鑽型の教師、家庭や地域と学校との連携を図るコーディネーターとしての教師などの役割が

問われているのである。こうしたいくつかの役割を全うし、自らの力量アップのために、教師は時間をかけて様々な研修に参加し、自身の実践を反省・改善するための時間の確保が必要であろう。しかし、教育現場の教師は多忙であり、授業を準備するための時間すら十分に確保できていない現状がある。従って、今後、教師の力量アップのために、研修時間の確保や質の高い研修活動の導入、個々の児童の実態に応じた個別指導を実現させていくためのティーム・ティーチング、ティーチング・アシスタントなど学校によるサポート体制作りも必要であろう。

第2に、学校側の課題。今回の改訂では、各学校には多くの要求が突き付けられている。その中では、例えば児童たちにとって必要な言語環境を整えるとともに、児童の言語活動を充実させることといった容易に解決できるものもあれば、情報活用能力の育成のための、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境の整備、各教科等の特質に応じた体験活動を重視しつつ、地域の資源の有効利用など、各学校のみの取り組みでは実現するのが難しいものもあった。従って、新しく求められている活動の展開において、物的資源・人的資源・空間の確保、地域資源の調査・開発・連携・利用に関する課題が残る。

第3に、行政側の課題。これに関しては、第1と第2に述べた教師側の課題及び学校側の課題と関連する。すなわち、新しい資質・能力を備える児童の育成のための教師の力量アップを実現するために、質の高い研修活動の提供、多忙な中での教師の研修時間の確保が行政側の課題といえよう。また、学校の課題と関連し、教育改革で求められている新しい教育環境や教育活動を実現するために、学校側のみの努力だけでなく、物的・人的・空間的な資源の確保に行政側のサポートが必要不可欠である。さらに、教師側の課題や学校側の課題を解決するためには、単発な研修活動や支援活動だけではなく、持続的な教師の力量アップの実現及び学校の環境整備のために、継続的かつ抜本的な支援システムの構築が必要であろう。

6. おわりに

グローバル化に対応する教育のあり方に有益な知見を与えるべく、本論文では、初等教育改革の目玉的存在である「特別活動」及び「総合的な学習の時間」に焦点を当て、今日の教育改革の構想とその課題を明らかにした。今日、積極的に探究する意欲・自信を持ち、問題解決に向かう実践力・行動力など未来の世界を生き抜くための力を持つ個人であると同時に、社会の一員として、広い視野を持ち、異なる文化や価値観など多様性に対して包容的であり、自ら生活している世界をより良くしていく為に、他者と協働しつつ、様々な問題解決に果敢に取り組み、社会に貢献する精神といった資質・能力を持つ人材がグローバル化に対応できる人材と認識されている。日本では教師の専門家としての力量アップの実現、優良な学習環境の整備、学校・家庭・地域という社会全体を巻き込む新しい教育体制を作り上げることで、初等教育からこうした人材の育成を試みようとしている。しかし、こうした構想と共に、教師の力量向上の問題に加え、学校側の環境整備に関する課題や行政側の教師の成長や学校の環境整備に対するサポート体制の構築などの課題も明らかとなった。これらの課題は新しい教育の理念の実現に一刻も早く検討し、解決策を講じるべきものであろう。

参考文献

- 1 中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」2008年
中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ—」2012年
- 2 文部科学省「小学校学習指導要領特別活動の改訂ポイント」2018年3月12日
文部科学省「小学校・総合的な学習の時間改訂のポイントと指導の改善・充実」2018年2月28日
- 3 高橋早苗・鈎治雄「特別活動の変遷と教師の役割への一考察—新学習指導要領における教師の適切な指導について—」『創価大学教育学論集』第69号、pp.163-185、2017年。倉持博「特別活動の評価規準」『東洋大学教職センター紀要』pp.39-45、2020年。藤原和政・福住紀明「総合的な学習の時間および特別活動で育成を目指す資質・能力」『高知大学学校教育研究』pp.59-66、2020年。松波紀幸「総合的な学習の時間における授業構想時の視点—学習指導要領解説を理解するための「見方・考え方」を用いて—」『帝京大学教職センター年報』(7)、pp.3-14、2020年。篠塚明彦「特別活動における主権者の育成：特別活動の歴史の変遷から考える」『弘前大学教育学部紀要』(123)、pp.59-68、2020年。一之瀬敦幾「新学習指導要領における特別活動の方向性と新しい指導方法」『常葉大学健康プロデュース学部雑誌』第14巻第1号、pp.3-11、2020年。大橋忠司「総合的な学習の時間の成果と課題と方向性：「特別活動と総合的な学習の時間の指導法」の授業から」『同志社大学教職課程年報』(9)、pp.65-77、2020年。柴崎直人「教師教育における「特別活動及び総合的な学習の時間の指導法」のカリキュラム開発研究(2)「特別活動と学級経営」における試行を含めて」『岐阜大学教育学部研究報告・教育実践研究・教師教育研究』(36)、pp.1-8、2020年。池田幸也「特別活動における学校行事と生徒会活動の展開：学習指導要領の変遷をふまえて」『神奈川大学心理・教育研究論集』(47)、pp.21-30、2020年。長谷川精一・奥村旅人「総合的な学習の時間及び特別の指導法」における「主体的・対話的で深い学び」のための教育方法：キャリア教育をテーマとして」『相愛研究論集』(36)、pp.33-38、2020年。など。
- 4 『小学校学習指導要領』平成元年度 <https://www.nier.go.jp/guideline/h01e/chap1.htm> アクセス：2020/10/20
- 5 『小学校学習指導要領』平成10年度 <https://www.nier.go.jp/guideline/h10e/index.htm> アクセス：2020/10/20
- 6 『小学校学習指導要領』平成20年度 <https://www.nier.go.jp/guideline/h19e/index.htm> アクセス：2020/10/20
- 7 『小学校学習指導要領』平成29年度 <https://www.nier.go.jp/guideline/h28e/app1.htm> アクセス：2020/10/20
- 8 『小学校学習指導要領解説 総則編』平成29年7月
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf アクセス：2020/10/20
- 9 同上
- 10 同上

- 11 「特別活動の歴史」
<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%89%B9%E5%88%A5%E6%B4%BB%E5%8B%95> アクセス :
2020/10/20
- 12 『小学校学習指導要領 第6章特別活動』平成29年度
<https://www.nier.go.jp/guideline/h28e/index.htm> アクセス : 2020/10/20
- 13 1996年7月中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」
- 14 1998年7月教育課程審議会答申「幼稚園, 小学校, 中学校, 高等学校, 盲学校, 聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」
- 15 市川伸一『学力低下論争』ちくま新書、2002年
- 16 『小学校学習指導要領(平成10年文部省告示第175号)』新旧対照表
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/cs/1320060.htm アクセス : 2020/10/20
- 17 2008年1月中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/102/shiryo/attach/1348397.htm
アクセス : 2010/10/20
- 18 前掲、『小学校学習指導要領』平成29年3月
- 19 同上
- 20 同上

Conception and Issues of Educational Reform from the Perspective of the Revision of "Special Activities and the Period for Integrated Studies"

Xia LI

In recent years, there has been a great deal of interest in responding to globalization in educational reform research. This study aims to clarify the conception and issues of today's educational reform in Japan by analyzing the reform of "Special Activities and the Period for Integrated Studies" in primary education. The finding of the research showed that global talents needs to be endowed with the following capabilities. First, the motivation and confidence to explore actively. Second, the practical ability to solve problems and the ability to adapt to future environments. Third, to have a broad vision in order to realize multicultural values. Fourth, the attitude of cooperating with others to make the world a better place. Fifth, the willingness to contribute to society.

In Japan, the government is enthusiastic about developing human resources from primary education by improving the ability of teachers' professionalism, learning environment, and adopting the educational system which involves the entire society of schools, families, and communities. However, along with the above-conception, there are still issues remaining; such as the methods for improving teachers' ability, the improvement of the school environment, establishing a support system for school, and to establish a way to lift up the motivation of the teachers.